

助成金申請書類作成の手引き

令和4年度
電気自動車等の普及促進事業
(EV・PHV車両)

(お問い合わせ先・申請書の提出先)

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

TEL：03-5990-5068

Eメール：cnt-toshiene@tokyokankyo.jp

ホームページ：<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev/index.html>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

9：00～17：00（12時～13時までは除く）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

※申請書の作成には、「消せるボールペン」など訂正が用意のできる筆記用具は使用しないでください。

《目 次》

はじめに（助成金を申請される皆様へ）	4
I 事業の概要	5
1 目的	5
2 事業スキーム	5
3 令和4年度事業の主なトピック	6
4 電子車検証フローチャート（共通）	7
5 助成金を受け取るまでのスケジュール	8
II 手引きの使用方法	9
III あなたは申請者になれる？	10
1 決まりごとを守ろう！	10
2 申請可否フローチャート（共通）	11
3 あなたは対象者??	12
IV 個人事業主として申し込む（販売事業者代行可）	13
1 申請可否フローチャート（個人事業主申請）	13
2 助成金額	17
3 あなたが手元に用意するもの	19
4 申請手続きについて	24
5 助成金交付申請書（第1号様式）を作成しよう。	25
6 間違いないか最終確認	28
7 アフター（助成金をもらった後に必要なこと）	30

はじめに（助成金を申請される皆様へ）

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましても、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。

1 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。

2 助成金で取得した助成対象自動車を、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、廃棄、貸し付け、または担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象自動車の管理状況について調査することがあります。

3 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。

4 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率 10.95%）を加えて返還していただきます。

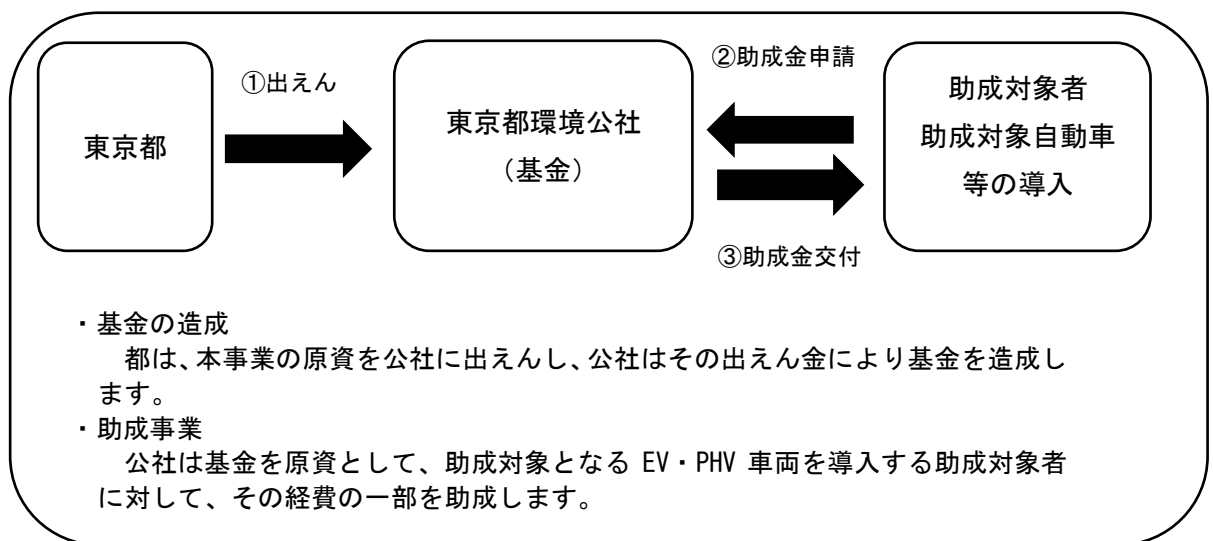
5 助成金に係る不正行為に対しては、「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

I 事業の概要

1 目的

「電気自動車等の普及促進事業」（以下「本事業」という。）とは、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が、都内の個人、事業者等が電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）を導入するにあたり、その経費の一部を助成することにより、自動車から排出される二酸化炭素の削減を図ることを目的に実施するものです。

2 事業スキーム



3 令和4年度事業の主なトピック

再エネ電力の導入によりEV・PHVの補助額の増額申請が可能です！

初度登録日が令和4年4月1日以降の助成対象車両について、次の方法で再生可能エネルギー電力を導入した場合に、増額申請を行うことができます。

実施要綱 別表 再生可能エネルギー電力の導入方法

(1) 次に掲げる再生可能エネルギー電力メニューの契約締結していること。	
ア	環境省補助規定 別表3【再生可能エネルギー電力メニュー100%電力調達】① (2)の環境省が指定する再生可能エネルギー電力メニュー
イ	東京都「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業」(令和元から2年度) 又は九都県市首脳会議「再生可能エネルギーグループ購入事業」(令和3から4年度)で提供する電力メニューのうち、再生可能エネルギーの割合が100%のもの
(2) 3kW以上の発電出力の太陽光発電システムを設置又は自営線で接続していること。	

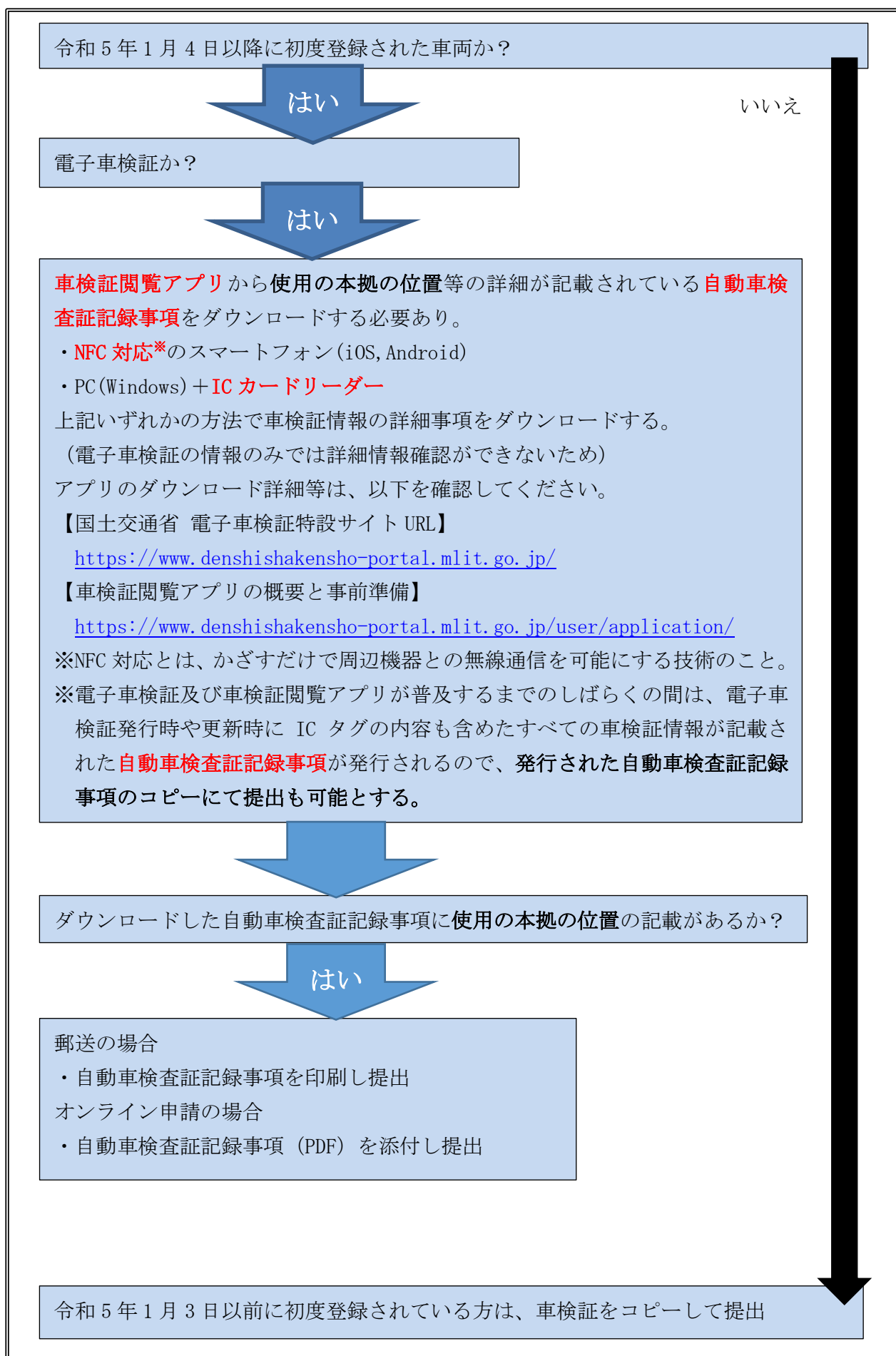
アにおけるメニュー一覧：https://www.tokyo-co2down.jp/confidential/saiene_list

※初度登録日が令和4年3月31日以前で、環境省補助規定(令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付規定)に基づき交付決定を受けた方(=環境省補助併用)についても、引き続き増額申請を行うことが可能です。

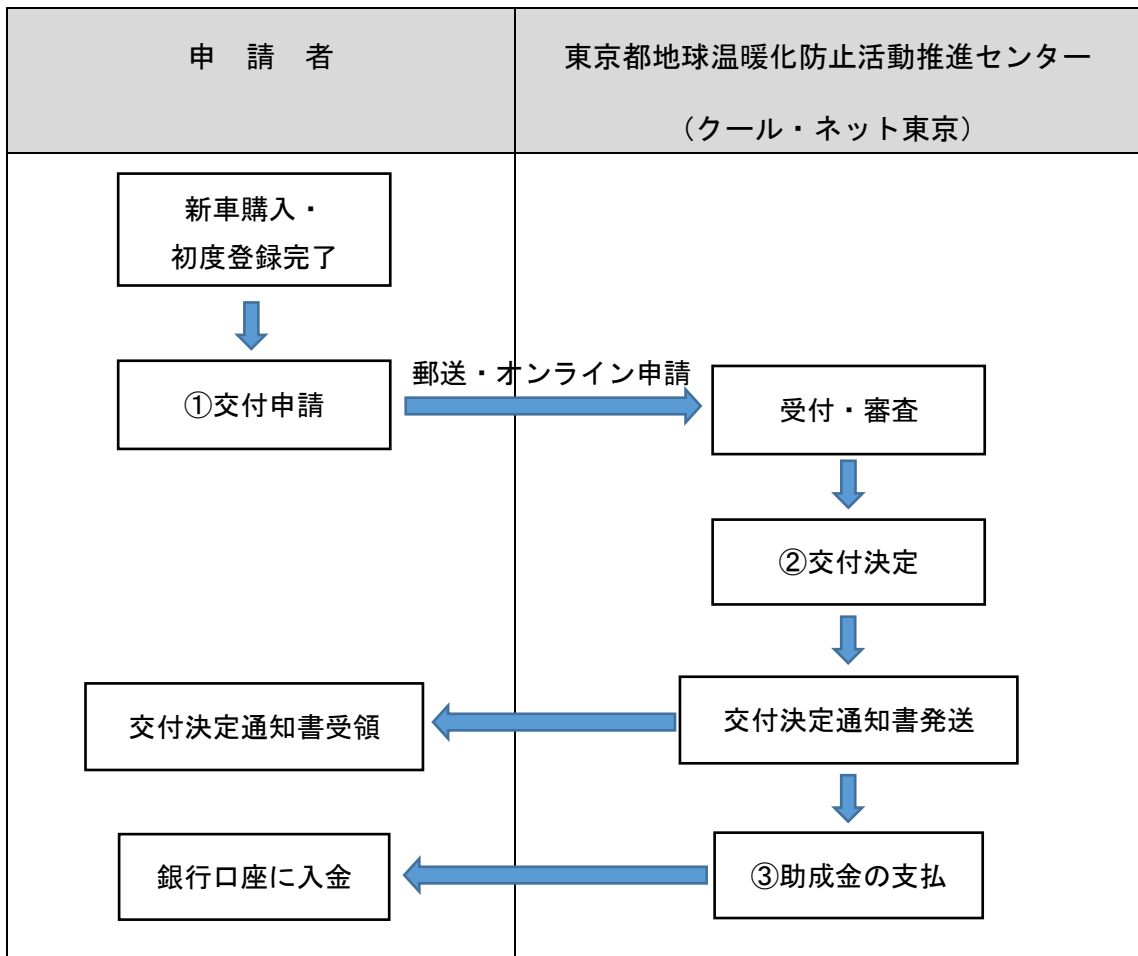
車両区分	申請者種別 (リースの場合は貸与先の種別による)	通常	初度登録日： 令和4年3月31日以前	初度登録日： 令和4年4月1日以降	
			環境省補助併用	再エネ電力導入※	
				再エネ100%電力メニュー契約	太陽光発電システムを設置
EV	法人・個人事業主	37.5万円	50万円	50万円	62.5万円
	個人(都民)	45万円	60万円	60万円	75万円
PHV	法人・個人事業主	30万円	40万円	40万円	40万円
	個人(都民)	45万円	60万円	60万円	60万円

※ 再エネ電力導入による増額申請は、リース事業者からは申請できません。貸与先から申請してください。

4 電子車検証フローチャート（共通）



5 助成金を受け取るまでのスケジュール



①申請者は、助成対象自動車を購入し初度登録を完了した後、初度登録日から1年以内に申請を行ってください。(申請書記入日、オンライン申請日ではなく、受付日が基準になります。)ただし、新型コロナウイルスの影響等により、やむを得ず初度登録から1年以内に提出が難しい場合は、事前にご連絡ください。

※申請は、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算の範囲を超えた日(以下「予算超過日」という。)をもって、申請の受理を停止する。※予算の範囲を超えそうな場合は事前にホームページで公表します。予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定します。

②クール・ネット東京は、申請内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、基金の範囲で本助成金の交付を決定し、交付決定通知書を発送します。

③クール・ネット東京は、交付決定通知書発送から一定期間ののちに、申請者が指定した口座に助成金の支払いを行います。

Ⅱ 手引きの使用方法

本手引きは対象者別に提出書類の作成方法を記載しています。手引きを印刷する場合は、ペーパーレスの観点からまずは「Ⅲ あなたは申請者になれる？」を PC 等の画面上でご確認いただき、あなたが該当する対象者の手引きページを印刷してください。

その後、お手元にご用意いただく資料をご確認いただき、資料が整いましたら、いよいよ申請書を作成することができます。

Ⅲ あなたは申請者になれる？

1 決まりごとを守ろう！

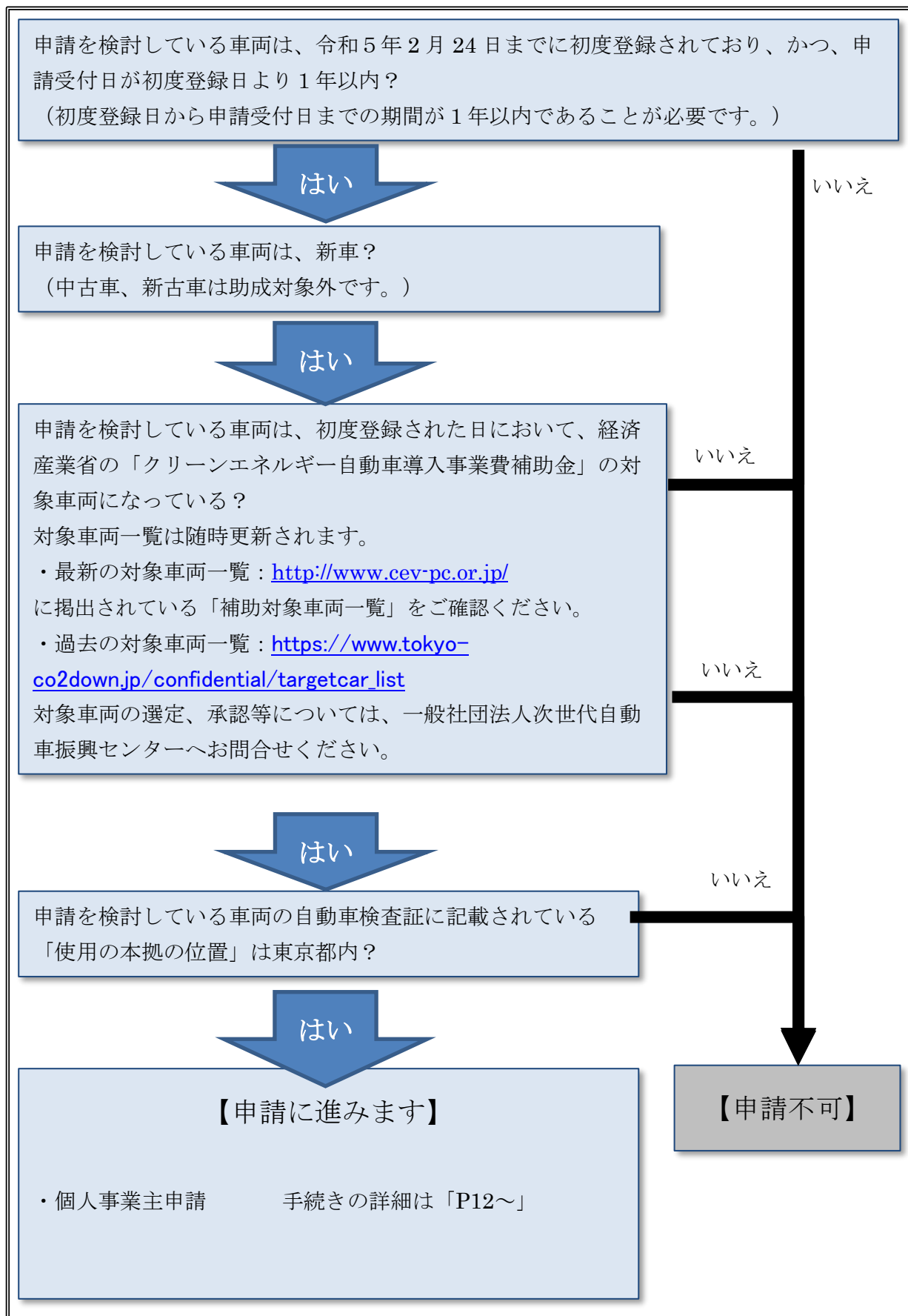
助成金を受け取るに際して、「電気自動車等の普及促進事業助成金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)で以下の制約があります。交付要綱はクール・ネット東京ホームページ (<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev>) で公開しておりますので、ご確認ください。

✓	制 約
	(1) 税金の滞納がないもの (交付要綱第 3 条)
	(2) 刑事上の処分を受けていないもの (交付要綱第 3 条)
	(3) 公的資金の交付先として社会通念上適切である (交付要綱第 3 条)
	(4) 暴力団員等でないこと (交付要綱第 3 条 2)
	(5) 都の他の同種の助成金の交付を重複して受けていない (交付要綱第 4 条) ※本助成金においては、都の車両本体以外の装置に対する助成金や、都以外の補助金・助成金の受給については、制限はありません。ただし、他の補助金・助成金において制限を設けている可能性がありますので、各申請先にご確認ください。
	(6) 自動車販売業者が販売促進活動 (展示・試乗等) に使用しないもの (交付要綱第 4 条)
	(7) 助成対象者の自社製品若しくは関係会社から調達していない (交付要綱第 4 条)
	(8) 自動車検査証の使用の本拠地は初度登録から処分期限まで継続して都内であること (交付要綱第 4 条)
	(9) 債権譲渡をしないこと (交付要綱第 11 条) ※ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。
	(10) 国又は地方公共団体ではないこと
	(11) 申請前に車両を処分していないこと ※申請後、交付決定する前に車両を処分することになった場合は、交付決定せずに取り下げ処理となります (クール・ネット東京までご連絡ください)。 ※助成金振込み後に処分が判明した場合は、全額返還及び違約加算金を請求します。
	(12) 自動車検査証の記載について、下記表の要件を初度登録時から継続して満たすこと

自動車検査証の記載事項	通常の購入の場合	リースの場合	割賦販売 (所有権留保付ローン) で購入する場合	申請者 (貸与先) が法人で、役員・従業員が車庫証明を取得している場合
所有者の氏名または名称	助成対象者と同一名義	リース事業者名	自動車販売業者またはローン会社等	助成対象者と同一名義 (割賦販売は左記と同様)
使用者の氏名または名称	助成対象者と同一名義	貸与先の名義	助成対象者と同一名義	法人の役員または従業員の名義
使用の本拠の位置	都内	都内	都内	都内

2 申請可否フローチャート（共通）

前ページに掲げる「誓約」を全てご確認いただいた上で、以下の助成金交付申請可否判断フローチャートを実施してください。



3 あなたは対象者??

個人事業主：都内に事務所若しくは事業所を有する。(登記事項証明書で確認)

申込は、販売事業者が代行できます。

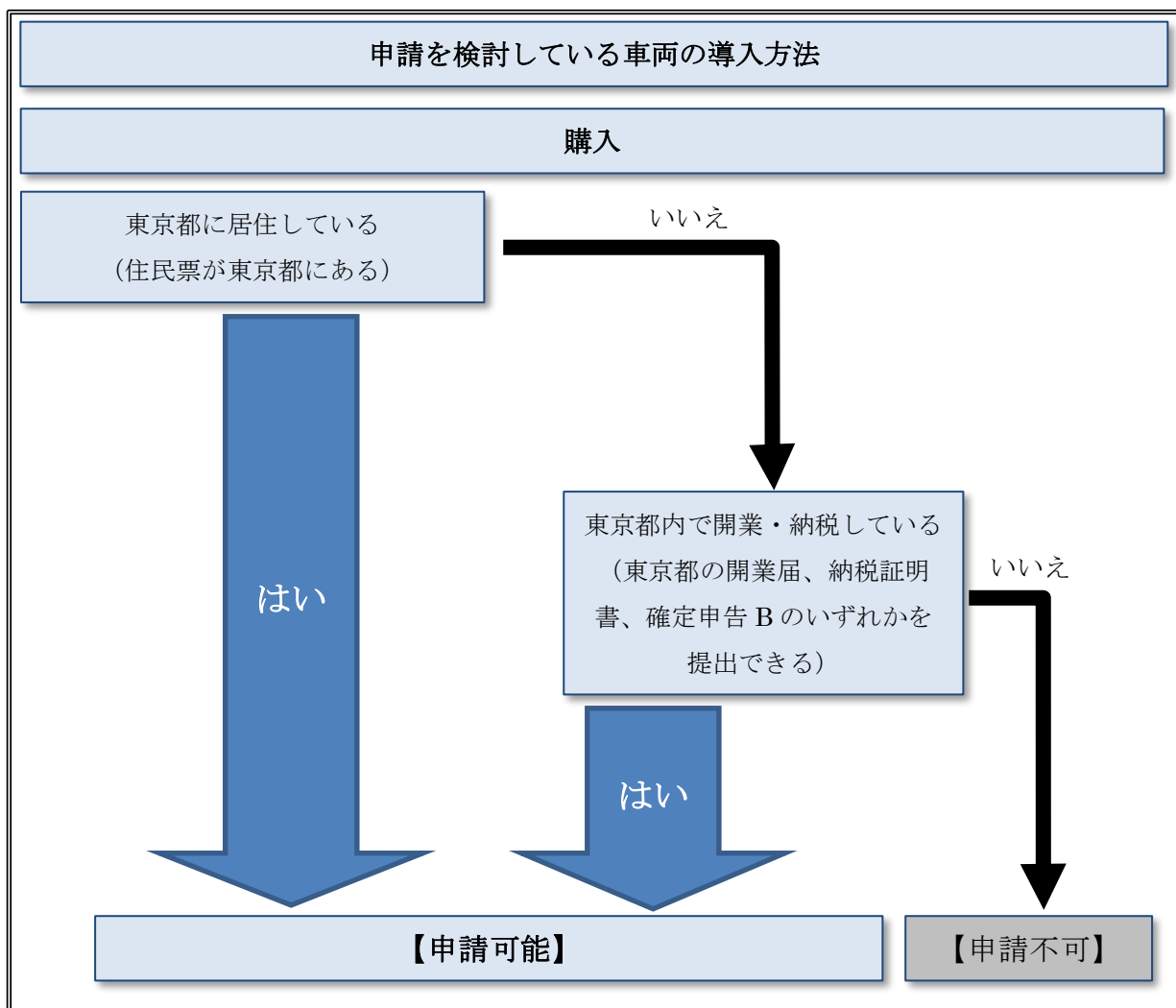
手続の詳細は「P13～P35」です。印刷設定をページ数で指定して印刷してください。

IV 個人事業主として申し込む（販売事業者代行可）

1 申請可否フローチャート（個人事業主申請）

個人事業主申請の助成金交付申請可否判断フローチャートを実施してください。

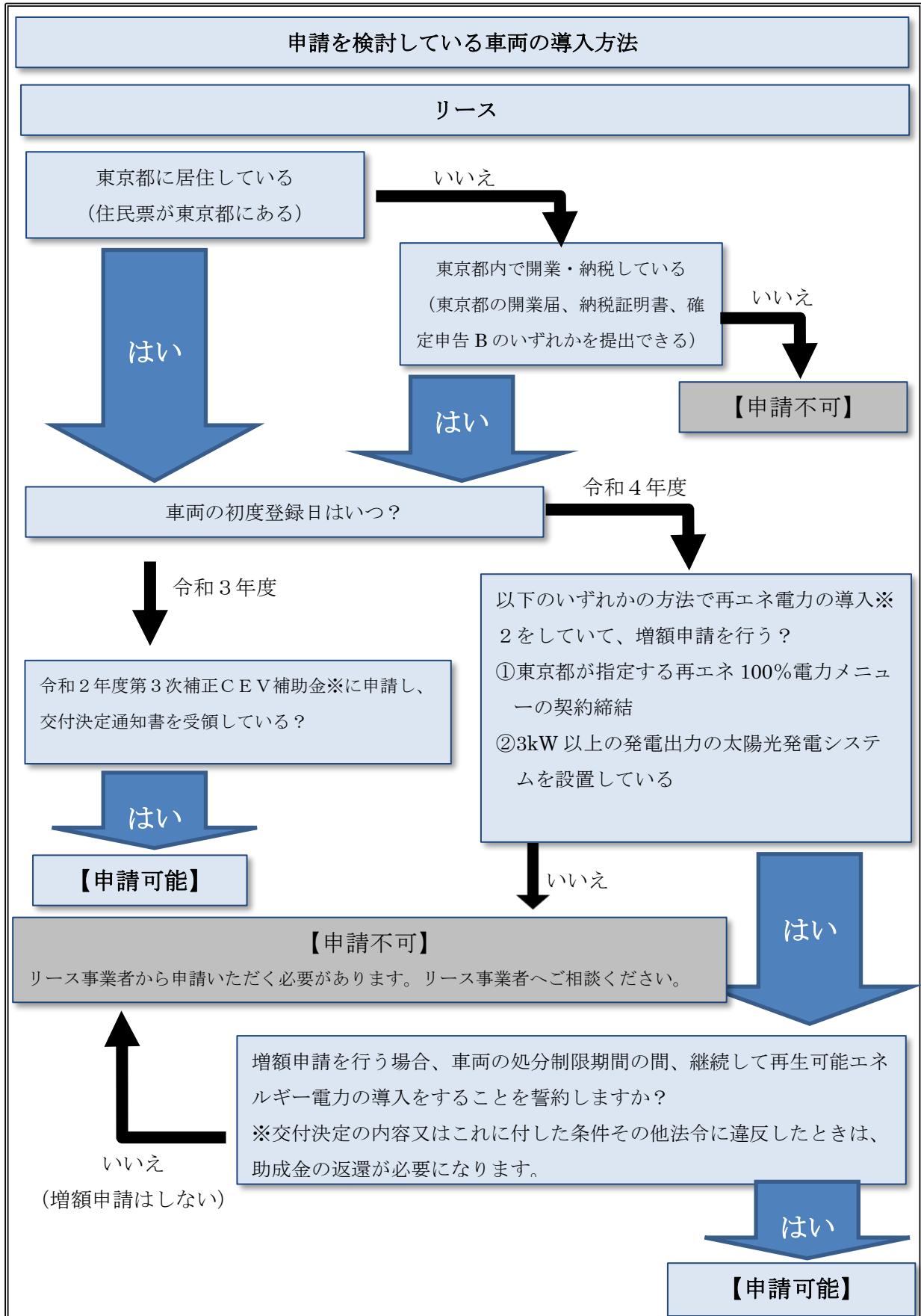
(1) 導入方法＝購入



(2) 導入方法=リース

リース契約の場合は、原則リース事業者が申請してください。

ただし、再エネ電力の導入による増額申請を行う場合は、リースの借主からの申請が必要です。



※ 経済産業省「令和2年度第3補正次クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付規程」又は環境省「令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル選考導入モデル事業）交付規程」

各交付規程の詳細は一般社団法人次世代自動車振興センターにお問合せ下さい。

※2 再エネ電力導入による増額申請について

①再エネ100%電力メニュー契約による増額

以下アもしくはイの電力メニューを契約し、契約情報がわかる書類を申請書類に併せて提出

ア 環境省が指定する再生可能エネルギー電力メニュー：https://www.tokyo-co2down.jp/confidential/saiene_list

イ 東京都が実施している「みんなでいっしょに自然の電気（略称：みい電）（※1）」キャンペーンで提供する電力メニューのうち、再生可能エネルギーの割合が100%のもの

【令和4年4月時点の小売電気事業者と対象電力メニュー】

小売電気事業者	ミツウロコグリーンエネルギー株式会社	株式会社 Loop
表示メニュー名	東京従量電灯 B みい電100(メニューC)	第4回みい電特別割引 eneco RE100%

※1 事業名「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業」（令和元年度から2年度）もしくは九都県市首脳会議「再生可能エネルギーグループ購入事業」（令和3年度から4年度）。

※2 令和4年度のみい電キャンペーン実施状況は東京都環境局へご確認ください。表に記載のメニューは令和元年から3年度に実施したキャンペーンで選定されたメニューです。新規で加入することはできません。

■東京都のみい電紹介ページ：https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/renewable_energy/saienegroupkonvyu.html

②太陽光発電システム設置による増額

ア 発電出力が3 kW以上であること。

イ 電気自動車又はプラグインハイブリッド車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置に設置されていること又は使用の本拠の位置に自営線で接続されていること。

ウ 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所又は国際電気標準会議のIECEE-PV-FC S制度に加盟する海外認証機関による認証を受けていること。ただし、すでに太陽光発電システムを導入している場合であって、当該太陽光発電システムが下記表に掲げる国、都又は公社が実施していた太陽光発電システムに対する助成事業の助成対象となっていたときは、この限りではない。

実施主体		助成制度名称
1	経済産業省 資源エネルギー庁	住宅用太陽光発電モニター事業（平成6年度から平成8年度まで）
2		住宅用太陽光発電導入基盤整備事業（平成9年度から平成13年度まで）
3		住宅用太陽光発電導入促進事業（平成14年度から平成17年度まで）
4		住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業（平成20年度から平成23年度まで）
5		住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業（平成23年度から平成25年度まで）
6	都	家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業（平成25年度から平成27年度まで）
7	公社	住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業（平成21年度及び平成22年度）
8		住宅用創エネルギー機器等導入促進事業（平成23年度及び平成24年度）

2 助成金額

助成対象経費は車両本体価格（本体の購入に要する費用）税抜です。

【令和4年 EV・PHV車両助成金まとめ】

車両 区分	通常	初度登録日： 令和4年3月31日以前	初度登録日： 令和4年4月1日以降	
		環境省補助併用 ※1	再エネ電力導入※2	
			再エネ100%電力 メニュー契約	太陽光発電システム を設置
EV	37.5万円	50万円	50万円	62.5万円
PHV	30万円	40万円	40万円	40万円

【注意】再エネ電力導入による増額申請は、リース事業者からは申請できません。貸与先から申請してください。

※1 初度登録日が令和4年3月31日以前で、環境省補助規定（令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付規定）に基づき交付決定を受けた方（＝環境省補助併用）は、昨年度に引き続き増額申請を行うことが可能です。

※2 初度登録日が令和4年4月1日以降の助成対象車両について、次の方法で再生可能エネルギー電力を導入した場合に、増額申請を行うことができます。

実施要綱 別表 再生可能エネルギー電力の導入方法

(1) 次に掲げる再生可能エネルギー電力メニューの契約締結していること。	
ア	環境省補助規定 別表3【再生可能エネルギー電力メニュー100%電力調達】① (2)の環境省が指定する再生可能エネルギー電力メニュー
イ	東京都「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業」（令和元から2年度） 又は九都県市首脳会議「再生可能エネルギーグループ購入事業」（令和3から4年度） で提供する電力メニューのうち、再生可能エネルギーの割合が100%のもの
(2) 3kW以上の発電出力の太陽光発電システムを設置又は自営線で接続していること。	

アにおけるメニュー一覧：https://www.tokyo-co2down.jp/confidential/saiene_list

イはキャンペーン名を「みんなでいっしょに自然の電気」として実施している事業です。

(2) は以下の要件を満たした太陽光発電システムであることが必要です。

ア 発電出力が3kW以上であること。

イ 電気自動車又はプラグインハイブリッド車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置に設置されていること又は使用の本拠の位置に自営線で接続されていること。

ウ 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究

所又は国際電気標準会議の I E C E E - P V - F C S 制度に加盟する海外認証機関による認証を受けていること。ただし、すでに太陽光発電システムを導入している場合であって、当該太陽光発電システムが下記表に掲げる国、都又は公社が実施していた太陽光発電システムに対する助成事業の助成対象となっていたときは、この限りではない。

実施主体		助成制度名称
1	経済産業省 資源エネルギー庁	住宅用太陽光発電モニター事業（平成6年度から平成8年度まで）
2		住宅用太陽光発電導入基盤整備事業（平成9年度から平成13年度まで）
3		住宅用太陽光発電導入促進事業（平成14年度から平成17年度まで）
4		住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業（平成20年度から平成23年度まで）
5		住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業（平成23年度から平成25年度まで）
6	都	家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業（平成25年度から平成27年度まで）
7	公社	住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業（平成21年度及び平成22年度）
8		住宅用創エネルギー機器等導入促進事業（平成23年度及び平成24年度）

増額申請する方は、車両の処分制限期間の間、継続して上記の条件を満たす必要があります。

3 あなたが手元に用意するもの

提出書類一覧・記載事項に関する注意点

以下の書類をお手元にご用意ください。ただし、各書類は審査で必要となるため、記載事項が指定されています。まずは書類一覧を表示し、記載事項に関する注意点の詳細については、一覧の次に記載します。

《お手元の書類一覧》

✓	書 類
	(1) 請求書等のコピー
	(2) 領収書等のコピー
	(3) 自動車検査証のコピー又は PDF（申請者が所有者及び使用者であること） ※令和5年1月4日以降に初度登録された車両の場合は以下の書類提出が必要 自動車検査証記録事項
	(4) 住民票または印鑑証明書の原本又はコピー（申請者のもの） 都外在住の場合、下記のいずれか （原則）納税証明書 （上記が提出できない場合）東京都の開業届もしくは確定申告 B
	(5) 助成金の振込口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカード）のコピー （申請者のもの）
	(6) <u>増額申請する場合は、</u> 環境省補助の交付決定通知書・額の確定通知書又は再生可能エネルギー電力を導入していることがわかる書類
	(7) <u>リース契約の借主として申請する場合は、</u> リース契約書（借主（申請者）及び貸与元双方の印があるもの）
	(8) <u>リース契約の借主として申請する場合は、</u> 借主（申請者）の誓約書（第2号様式）
	(9) <u>リース契約の借主として申請する場合は、</u> 貸与料金の算定根拠明細書
上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他公社が必要と認める書類として提出を求めます。	

《記載事項の詳細》

(1) 請求書等のコピー（販売事業者の方がご用意ください。）

確認事項：申請者との契約の有無、対象車種かどうか、助成対象経費（本体価格）

- ① 請求書、納品請求書、注文書、見積書、売買契約書等の書類で、申請者名と販売会社名の記載があること。
- ② CEV 補助金の対象車種一覧に記載されている車名・グレードが確認できること。
（印字されていない場合は、手書きでも可）
- ③ 車両本体価格および支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること。

- ④ 下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、現金支払分とは別に明記されていること。(リサイクル預託金相当額通知書等でも可)

(2) 領収書等のコピー（振込の場合を除き、**販売事業者の方が**ご用意ください。）

確認事項：申請者との契約の成立及び申請者による助成対象経費の支払完了

- ① 宛名が申請者と同一名義であること。
- ② 請求書に記載された**全額分の領収書**が必要。複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。ただし、下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、領収書は不要。また、過払い等により領収書の金額が請求書を超えるのは差し支えない。
- ③ 車両代金全額の支払いが完了しておらず、残金についてローン、クレジット、保証、割賦等の支払方式により後払いする場合、申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書。残金の支払いについて保証方式により販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された約款の写しも提出すること。
- ④ 振込のため領収書がない場合は、金融機関発行の振込金受取書やネットバンキングの取引画面の印刷で可。(依頼人・受取人・振込完了(入金)日付・金額の記載があること)

(3) 自動車検査証のコピー又は PDF（**申請者の方が**ご用意ください。）

確認事項：所有者は申請者、初度登録年月日、登録番号、使用の本拠の位置

- ① 初度登録（新規登録）時のものを提出すること。
- ② 申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のもののみで可
※その他変更を行った場合は、初度登録時のものと変更後のものが必要
- ③ 複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがあるため、文字が鮮明に読み取れるものを提出すること。

【電子車検証の提出方法】※令和5年1月4日以降に初度登録された車両の場合
郵送の場合

・自動車検査証記録事項を印刷し提出

オンライン申請の場合

・自動車検査証記録事項（PDF）を添付し提出

※電子車検証及び車検証閲覧アプリが普及するまでのしばらくの間は、電子車検証発行時や更新時に IC タグの内容も含めたすべての車検証情報が記載された**自動車検査証記録事項**が発行されるので、発行された自動車検査証記録事項のコピーにて提出も可能とする。

(4) 住民票または印鑑証明書の原本又はコピー（**申請者の方が**ご用意ください。）

確認事項：申請者が都内に住所を有しているか

- ① マイナンバーが記載されていないこと。または、黒塗りされていること。
- ② 申請受付日から3か月以内に発行されたものであること。

(5) 助成金の振込口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカード）のコピー（申請者の方がご用意ください。）

確認事項：申請者本人であること、振込ができること

- ① 銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が読み取れること。
- ② 定期預金口座でないこと。
- ③ 通帳の場合は、表紙及び見開き面のコピー
- ④ キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷なども可
- ⑤ 当座預金場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書でも可

(6) 増額申請にかかる書類

・ 環境省補助による増額申請を行う場合は、環境省補助の交付決定通知書・額の確定通知書（申請者の方がご用意ください。）

確認事項：環境省補助が交付決定されていること

車両処分制限期間の間、環境省補助の交付決定が取り消された場合は必ず申し出てください。

・ 再エネ 100%電力メニュー契約による増額申請を行う場合は、該当の再エネ 100%電力メニューを契約していることがわかる書類等（申請者の方がご用意ください。）

確認事項：メニューの名称、提供事業者、契約者名、供給している住所

例：契約書の写し、検針票の写し、提供事業者の web ページのハード/ソフトコピー、メール画面のコピーなど。契約者名が一致できるなど、紐付けができれば複数の書類を組み合わせも可。

①電気の供給先が、車両の自動車車検証の住所と一致していること

申請する車両の「使用の本拠の位置」（自動車車検証の使用者住所、又は使用の本拠の位置に記載がある場合は、当該記載住所）が該当の電力の供給先である必要があります。

※二世帯住宅等で、電力の契約者と申請車両の使用者が異なる場合も、電力の供給先が上記に該当する場合は増額申請可能です。

②小売電気事業者等と契約締結済であること（申込書など申込みの状態では申請できません。）

※既に契約している電力メニューが本補助の対象メニューである場合は、新たに契約する必要はありません。

③車両処分制限期間の間、対象メニューの中で電力メニューを変更することは可能です。

※変更する場合は、「変更届出書」をご提出ください。

車両処分制限期間の間、条件を満たさなくなった場合は必ず申し出てください。

※処分制限期間の間、公社又は東京都により契約の継続を確認する場合があります。

・ 太陽光発電システム設置による増額申請を行う場合は、太陽光発電システムの設置状況

等がわかる書類等（申請者の方がご用意ください。）

確認事項：発電出力、契約者名、設置している住所

例：出力対比表、太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書（写し）、国や都等発行の住宅用太陽光発電システム助成制度の交付決定書（写し）、買電明細等、接続契約のご案内（写し）、系統連系協議依頼書の控え（写し）など。所有者名が一致しているなど、紐付けができれば複数の書類を組み合わせも可。

①発電出力は3 kW以上であること。

②太陽光発電システム設置場所が、車両の自動車車検証の住所と一致していること

申請する車両の「使用の本拠の位置」（自動車車検証の使用者住所、又は使用の本拠の位置に記載がある場合は、当該記載住所）に太陽光発電システムが設置されていること。

③当該太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所又は国際電気標準会議のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による認証を受けていること。ただし、すでに太陽光発電システムを導入している場合であって、当該太陽光発電システムが下記表に掲げる国、都又は公社が実施していた太陽光発電システムに対する助成事業の助成対象となっていたときは、この限りではない。

実施主体		助成制度名称
1	経済産業省 資源エネルギー庁	住宅用太陽光発電モニター事業（平成6年度から平成8年度まで）
2		住宅用太陽光発電導入基盤整備事業（平成9年度から平成13年度まで）
3		住宅用太陽光発電導入促進事業（平成14年度から平成17年度まで）
4		住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業（平成20年度から平成23年度まで）
5		住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業（平成23年度から平成25年度まで）
6	都	家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業（平成25年度から平成27年度まで）
7	公社	住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業（平成21年度及び平成22年度）
8		住宅用創エネルギー機器等導入促進事業（平成23年度及び平成24年度）

※太陽光発電システムの設置場所が上記に該当しなくても、自営線で上記住所に電力を供給している場合は申請可能。

※事業所や事務所がテナントビルに入居している等で、太陽光発電システムの所有者と申請車両の使用者が異なる場合も、太陽光発電システムの発電出力量、設置

場所が上記に該当する場合は増額申請可能です。

※太陽光発電システムをリースで設置している場合も、太陽光発電システムの発電出力量、設置場所が上記に該当する場合は増額申請可能です。

③車両処分制限期間の間、上記条件を満たす限りはソーラーパネルの交換等を行うことは可能です。

※変更する場合は、「変更届出書」をご提出ください。

車両処分制限期間の間、条件を満たさなくなった場合は必ず申し出てください。特に、申請者の方が太陽光発電システムの所有者でない場合はご注意ください。

※処分制限期間の間、公社又は東京都により設置の継続を確認する場合があります。

(7) リース契約書

確認事項：リース事業者と申請者（借主）の契約が締結されていること

- ① 申請者（借主）及び貸与元双方の印があるもの
- ② リース料金から助成金額以上が差し引かれていないもの

(8) 誓約書（借主）

(9) 貸与料金の算定根拠明細書

（リース契約書で助成金相当額以上が差し引かれていない、かつ契約書に申請者（借主）及び貸与元双方の印がある場合は、(9)は不要です。）

確認事項：リース料金から東京都の助成金が差し引かれていないこと

- ① 借主（申請者）の住民票もしくは印鑑証明書の住所、氏名と一致すること
- ② 誓約書（第2号様式）の署名又は記名と一致すること

上記(1)～(9)の確認事項が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

4 申請手続きについて

(1) 受付期限

令和4年度受付期限 令和5年2月28日(火曜日) 必着

(2) 申請可能台数

① 申請者ごとの助成金支給の台数制限はありません(※)。

② 郵送での申請では、1回の申請で複数の車両をまとめて申請できます。

オンライン申請では1申請1台しか申請できませんので、複数台申請を行う場合はお手数ですが、別途申請いただくこととなります。

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。なお、予算額の到達が近づいた場合は、ホームページ等でご案内します。

(3) 申請方法

申請は、原則オンライン申請でお願いします。PC環境等によりオンライン申請できない方は郵送(送付先は以下の通りです)でお願いします。

送付先：〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)

都市エネ促進チーム 宛

- ① 郵送の場合は、到着に関するトラブルを避けるため、レターパック、特定記録等の追跡可能な方法をご利用ください。
- ② 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から原則窓口での申請は受付けていません。やむを得ず窓口持参の場合は、事前にご相談いただきますようお願いいたします。
- ③ FAXや電子メールによる申請書類の提出は受け付けておりません。
- ④ 複数の申請書を同時に郵送する場合は、1通の封筒にまとめても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1申請書ごとに書類を分けて入れて下さい。
- ⑤ 提出していただいた書類の返却はいたしません。申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- ⑥ 封筒の表に、申請車両に応じ「**電気自動車等の普及促進事業 申請書在中**」と赤字記入またはマーカー等でわかりやすく表記してください。
- ⑦ 受付期限を過ぎて到着した書類は、全て破棄させていただきます。連絡等はいりませんので、予めご了承ください。

5 助成金交付申請書（第1号様式）を作成しよう。

PC等で作成するか手書きで記入することができます。

手書きで記入いただく場合は、黒色または青色のボールペン（消せないもの）をご用意ください。

オンライン申請をご利用の場合は、画面の指示に従ってください。

- ① 手書きで記入いただく場合は、黒色または青色のボールペンで丁寧に記入をしてください。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色または青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。
- ② 申請者名および金額を訂正する場合は、二重線見え消しでお願いします。修正テープ等は使用しないでください。それ以外の訂正は、訂正内容がわかれば、特に方法の指定はありません。

(1) 第1号様式その1を作成しよう。

使用する書類：自動車検査証のコピー、住民票または印鑑証明書の原本又はコピー、助成金の振込口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカード）のコピー

第1号様式（第8条関係）その1

公益財団法人 東京都環境公社 理事長殿 作成日 令和 年 月 日

電気自動車等の普及促進事業（E・V・PHV車両）
助成金交付申請書（個人・個人事業主申請用）

申請書作成には「消せるボールペン」など訂正が容易にできる筆記用具は使用しないでください。訂正は、二重線見え消しをお願いします。（修正テープ等は使用しないでください。）

1 申請者情報

③ 住所 東京都

フリガナ

④ 氏名

⑤ 電話番号 日中連絡の取れる電話番号を記入してください。

メールアドレス

2 助成金振込先 ※口座名義人は、必ず申請者と同一としてください。（ご家族の口座や定期預金口座は不可とします。）

⑥

金融機関コード (数字4桁)	金融機関名
支店コード (数字3桁)	支店名
預金種別（該当に☑）	
⑦ <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄	
口座名義人（カタカナ）	

- ① 申請する車両種別を選択（Excelに入力する場合）
- ② 本書作成日を入力
- ③ 住所は以下と一致していること
 - 住民票（もしくは印鑑証明書）
 - 車検証（所有者 or 使用者）
- ④ 氏名は以下と一致していること
 - 住民票（もしくは印鑑証明書）
 - 車検証（所有者 or 使用者）
- ⑤ 連絡可能な電話番号とメールアドレスを入力
- ⑥ 助成金の振込口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカード）のコピーの情報を記載してください。
- ⑦ 申請者氏名と一致していること

所有者氏名又は名称	山田、太郎
所有者の住所	石川県金沢市野田1丁目1番地
使用者の氏名又は名称	***
使用者の住所	***
使用の本拠の位置	***

***の場合は所有者住所と同一

※割賦契約の場合、車検査証の所有者は割賦契約会社になり、申請者は使用者となります。
※申請者情報は住民票等、請求書及び領収書と一致しているかご確認ください。

(2) 第1号様式その4を作成しよう。

使用する書類：自動車検査証のコピー、請求書及び領収書のコピー

第1号様式(第7条関係) その4 ① EV・PHV車両

自動車販売店担当者(購入の場合のみ入力。リースの場合は不要) 【共通】

② 郵便番号 - - 住所
会社名
店舗名・部署
フリガナ
氏名
電話番号 - -
メールアドレス @

③ 自動車販売店担当者が、手続代行者として助成金申請に関する一切の窓口となることを希望します。

4 交付決定通知書の送付先
申請者ではなく、自動車販売店担当者を送付先として希望する場合は、以下に「」を必ずお入れください。

④ 交付決定通知書の送付先として、自動車販売店担当者を希望します。

5 申請車両・申請金額

メーカー名	車両区分
車名・グレード	

⑥

自動車検査証	型式	
	車台番号	
	登録番号(ナンバー)	初度登録日(西暦) YYYY/MM/DD
	自動車の種別・用途	自家用/事業用
使用の本拠の位置		

⑦ 増額申請 環境省補助併用※1 再エネ電力導入※2

⑧ 増額理由が「再エネ電力導入」で、環境省が指定する電力メニューを契約する場合は、再エネ電力メニュー番号を入力

⑨ 助成金額

※1 環境省「再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業」における電気自動車・燃料電池自動車等の導入支援事業の補助金の交付額確定通知を受領していることを要件とした補助額

※2 再エネ電力導入
(1) 次に掲げる再生可能エネルギー電力メニューを契約していること。
ア 環境省補助規程 別表3【再生可能エネルギー100%電力調達】①(2)の環境省が指定する再生可能エネルギー電力メニュー
イ 東京都「再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業」(令和元から2年度)もしくは九都県市首脳会議「再生可能エネルギーグループ購入事業」(令和3から4年度)で提供する電力メニューのうち、再生可能エネルギーの割合が100%のもの
(2) 3kW以上の発電出力の太陽光発電システムを設置又は自営線で接続していること。

	通常	1. 環境省補助併用時※1		2. 再エネ電力導入※2	
		再エネ100%電力メニュー契約	太陽光発電設備の設置	再エネ100%電力メニュー契約	太陽光発電設備の設置
EV	法人・個人事業主 375,000円 個人(部民) 450,000円	500,000円	600,000円	500,000円	625,000円
PHV	法人・個人事業主 300,000円 個人(部民) 450,000円	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円
FCEV	法人・個人事業主 1,100,000円	1,350,000円	1,350,000円	600,000円	—

- ① 申請する車両種別を選択
- ② 自動車販売店担当者情報を入力
※ ③にチェックを入れた場合は入力必須
- ③ 申請手続きを販売店担当が代行する場合にチェック
- ④ 交付決定通知書の送付先を販売店担当者にする場合にチェック
- ⑤ 経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」の補助対象一覧表の記載内容と一致していること
- ⑥ 車検証の記載内容と一致していること
- ⑦ 増額申請する場合はどちらかにチェック
- ⑧ 環境省指定の再エネ電力メニュー一覧のメニュー番号を入力
- ⑨ 助成金額を入力

(3) 第1号様式その5を作成しよう。

使用する書類：住民票または印鑑証明書の原本又はコピー

第1号様式（第8条関係）その5

① EV・PHV車両 【共通】

6 誓約事項
内容ご確認後、□にチェック☑をお願いします。

誓約事項
電気自動車等の普及促進事業および燃料電池自動車等の導入促進事業の各事業交付要綱（以下「要綱」という。）「本助成金の交付申請」の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が要綱「助成対象者」に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。申請の内容に虚偽の記述があった場合には、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ正確な申請を行うことを誓約いたします。
また、この誓約に違反又は相違があり、要綱「交付決定の取消し」の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、要綱「本助成金の返還」に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

② 上記を確認、同意の上、助成金交付申請を行います。

暴力団排除に関する誓約事項
貴会社理事長又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。
※この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。
・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
・暴力団員を雇用している者
・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
・暴力団の維持・運営に協力し、又は関与していると認められる者

③ 上記に該当する暴力団関係者ではありません。☑

その他の誓約事項
申請者（リースの場合は貸与先を含む）について
・税金の滞納がなく、刑事上の処分を受けておらず、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者です。
・都内で個人事業主の申告をしている者であり、事業に使用する車両を申請する場合は、個人事業主の助成金額で申請します。（申請者が個人事業主の場合のみ）
申請車両について
・申請者（リースの場合は貸与先）の自社製品又は関係する者から調達した製品ではありません。
・自動車販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用するものではありません。
・中古車ではありません。
・個人間カーシェアリングへ提供しません。
その他
・環境省が定める二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金を受けている場合、補助内容に変更・取消しがあった場合は速やかに東京都に報告します。
・再エネ電力導入による増額申請を行う場合、当該車両の処分制限期間の間、継続して、実施要綱別表に掲げる方法により再エネ電力を導入します。
・提出した申請書の記載内容に軽微な誤りがあった場合は、事実に基づき訂正されることについて同意します。

④ 上記すべて確認、同意の上、本交付要綱に基づき助成金交付申請を行います。

要綱「本助成金の交付申請」に基づき、上記の誓約事項を理解の上、助成金の交付について関係書類を添えて、次のとおり申請します。

会社名（法人のみ記入）	申請者名（法人の場合は代表者役職 氏名）
	⑤

① 車両種別を選択

② 必ず全て確認し、同意する場合にチェック

③ 必ず全て確認し、同意する場合にチェック

④ 必ず全て確認し、同意する場合にチェック

⑤ 申請者氏名を入力（押印不要）

6 間違いがないか最終確認

以下の書類を最後にご確認ください。確認後、チェックすることができます。
チェックリストとしてご活用ください。

✓	個人申請書類
	第1号様式その1 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 住民票または印鑑証明書の住所・氏名と申請者情報は一致していますか。 ➤ 自動車検査証の使用者の住所・氏名と申請者情報は一致していますか。 ➤ 請求書及び領収書の宛名と申請者名は一致していますか。 ➤ 振込口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカード）と記載されている口座情報は一致していますか。 ➤ 記入漏れはありませんか。
	第1号様式その4 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 助成対象自動車と一致していますか。（請求書のメーカー名・車名・グレード・型式と整合していますか。） ➤ 自動車検査証の車台番号と記載情報は一致していますか。 ➤ 増額申請する場合は、増額申請方法にチェックされていますか。 ➤ 記入漏れはありませんか。
	助成金の振込口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカード）のコピー <ul style="list-style-type: none"> ➤ 申請者の口座情報ですか。 ➤ 定期預金口座ではありませんか。
	自動車検査証のコピー又はPDF（申請者が所有者及び使用者であること） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 令和5年1月4日以降に初度登録された車両か →この場合はP7を確認の上、必要書類を提出
	請求書等のコピー <ul style="list-style-type: none"> ➤ 宛名は申請者と一致していますか。 ➤ 車両本体価格がわかりますか。（下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する場合、現金支払い分とは別に明記されておりますか。）
	領収証等のコピー <ul style="list-style-type: none"> ➤ 発行者は請求書発行者と一致していますか。 ➤ 請求書の金額以上か。（車両本体価格以上の支払いが確認できますか。） ➤ 車両代金全額の支払いが完了しておらず、残金を後払いする場合、申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書 ➤ 振込等で領収書がない場合、金融機関発行の振込金受取書等代用書類を添付してください。
	第1号様式その5 <ul style="list-style-type: none"> ➤ すべての項目の確認の上、チェックを記載してありますか。 ➤ 記名されていますか。
	増額申請する場合は、以下のどちらか <ul style="list-style-type: none"> ➤ 環境省補助の交付決定通知書・額の確定通知書

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 東京都の指定する再エネ 100%電力メニューを契約していることがわかる書類 ➤ 太陽光発電システム（発電出力3 kW以上）の設置状況等がわかる書類
	<p>住民票または印鑑証明書の原本又はコピー（申請者のもの）</p> <p>都外在住の場合、下記のいずれか</p> <p>（原則）納税証明書（もしくは）東京都の開業届もしくは確定申告 B</p>
	<p>リース契約の借主として申請する場合は、第2号様式（借主（申請者）の誓約書）</p>
	<p>リース契約の借主として申請する場合は、リース契約書</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 申請者及び貸与元双方の印があるもの（契約締結が確認できるもの） ➤ <u>リース料金から助成金額以上が差し引かれていないもの</u>
	<p>リース契約の借主として申請する場合は、貸与料金の算定根拠明細書（第9号様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>リース契約書で助成金額以上が差し引かれていないこと、及び契約書に申請者及び貸与元双方の印（契約締結が確認できるもの）がある場合は省略可</u>

7 アフター（助成金をもらった後に必要なこと）

(1) 助成事業の経理

被交付者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

(EV・PHV：交付要綱第18条)

(2) 調査等

被交付者は本事業に関する報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければなりません。

(EV・PHV：交付要綱第19条2)

(3) 申請の撤回

被交付者は、本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは交付決定通知書を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第5号様式）を会社に提出し、申請を撤回することができる。

(EV・PHV：交付要綱第10条)

(4) 交付決定の取消し

以下のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- ① 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- ② 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- ③ 本事業に係る会社の指示に従わなかったとき。
- ④ 交付決定をうけたもの（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- ⑤ その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

会社は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該被交付者に通知するものとする。

(EV・PHV：交付要綱第12条)

本助成金の返還、違約加算金、延滞金等については交付要綱をご確認ください。

助成金の返還 EV・PHV：交付要綱第13条

違約加算金 EV・PHV：交付要綱第14条

延滞金 EV・PHV：交付要綱第15条

(5) 軽微な変更

助成金の交付決定を受けてから処分制限期間内に以下の変更があった場合は、軽微な変更に関する届出が必要になります。(変更後の事後届出になります。)

- ① 申請者の名前の変更（法人の代表者変更、社名変更、個人の改姓など）
合併や組織再編等による代表者変更や社名変更は処分に当たります。
- ② 申請者の住所変更
- ③ 自動車検査証の記載情報（登録ナンバー等）の変更
継続検査、構造等変更検査、自動車重量税変更等の備考欄記載事項変更は、届出不要です。また、所有者が販売会社及びクレジット会社から、申請者に変更の場合は、届出は必要ありません。

(6) 変更の届出

(5)の変更があった場合は、オンラインで申請するか、以下の書類を提出してください。

- ① 変更届出書（クール・ネット東京のホームページでダウンロード可能）
- ② 変更後の自動車検査証の写し
- ③ その他の変更が確認できる公的書類の写し

(7) 処分に当たる変更

以下の条件を引き続き満たす必要があります。これを満たさなくなる場合は、処分に該当します。処分の手続については(8)以降をご確認ください。

- ① 助成対象者の「都内」の要件を満たすこと
個人：都内に居住していること（住民票を有すること）
個人事業主：個人事業の開業を届け出ており、都内に事業所があること
法人：法人設立または支店等設置を届け出ており、都内に事業所があること
リース事業者：貸主が上記要件を満たすこと
- ② 車検証における「使用の本拠の位置」が都内であること

(8) 処分

処分とは、本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け、又は担保に供することをいう。(EV・PHV：交付要綱第17条)

処分の例は以下のとおりです。

処分の例	処分の基準日
申請者住所の都外への変更	住民票等の公的書類における住所変更日
使用の本拠の位置のみ都外へ変更	車検証の変更登録日
譲渡（売却、下取り、廃車のための引渡）	売買契約日または車両引渡日
リース契約満了・途中解約・承継による使用者変更（解約後の譲渡・廃車を含む）	リース契約終了日
上記に当てはまらない名義変更	車検証の変更登録日
その他、本助成金の交付の目的に反する使用※	個別に公社が指定

(9) 処分の制限

本助成金の処分は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のもの及び以下の処分制限期間を経過していないものが対象となる。

EV・PHV（交付要綱第17条及び第18条関係）

区分	処分制限期間
自家用車両（レンタカーを除く）	4年

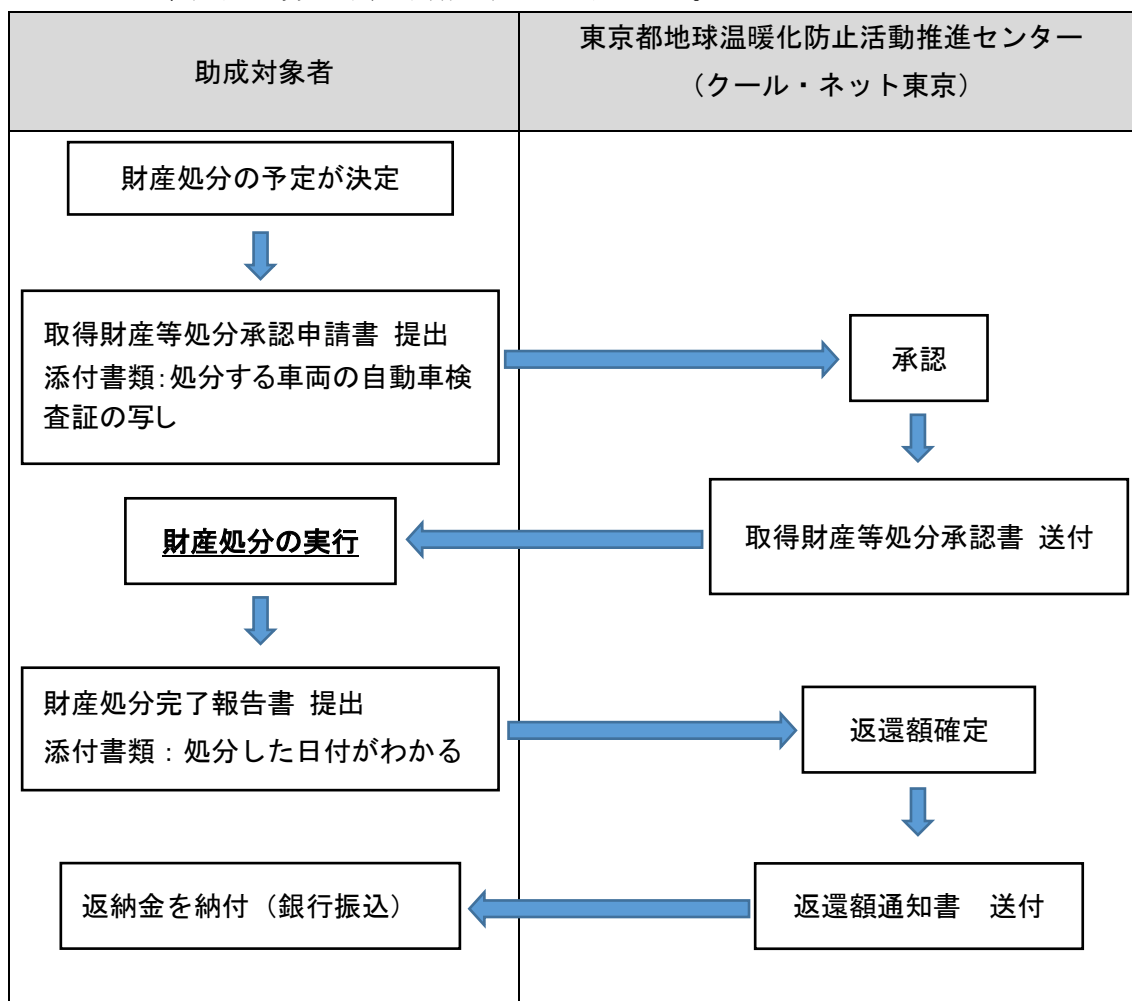
区分		処分制限期間	
運送事業用車両・レンタカー用車両	乗用車	総排気量2ℓ超のもの。総排気量がないものは道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの。	4年
		総排気量0.66ℓ超2ℓ以下のもの。総排気量がないものは道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの。	3年
	貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車または小型自動車で、積載量2トン超のもの	4年
		道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車または小型自動車で、積載量2トン以下のもの	3年
	軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの。	3年

※処分制限期間は、初度登録日から起算します。

※処分を行う際は、必ず事前に承認を受けてください。承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。

(10) 処分の手続き (EV・PHV：交付要綱第17条)

① 交付決定日以降、処分制限期間内に車両を処分するときは、以下のフロー図にしたがって、財産処分の承認申請を行ってください。



ア 「取得財産等処分承認申請書」及び「財産処分完了報告書」の様式は、クール・ネット東京のホームページからダウンロードしてください。

イ 承認申請の提出先は、助成金の申請時と同じです。

ウ クール・ネット東京から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。

エ 承認申請書の到達から承認通知まで一定期間かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は、提出日から一定期間空けてください。

② 処分制限期間内に助成対象自動車を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産等の処分に係る返還額通知書」に基づき、納付してください。計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還額}(\ast 1) = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}(\ast 2)}{\text{処分制限期間}(\ast 3)} \right)$$

※1 千円未満切り捨てです。

※2 初度登録日から所有権移転日（売却・下取りの場合は引渡日・入庫日）までの

月数で計算します。

(例) 10日に初度登録した場合、翌月10日までは1か月目、翌月11日から
は2か月目となります。

※3 処分制限期間も、月数で計算します。

(例) 自家用車両は処分制限期間4年なので48ヶ月で計算します。

③ 以下の場合、処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。なお、処分承認後に免除申請を行うことはできませんのでご注意ください。

免除理由	免除要件の確認に必要な書類
天災等により走行不能となり抹消処分する	<ul style="list-style-type: none">・自治体発行の罹災証明書・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの）
過失の無い事故により走行不能となり抹消処分する	<ul style="list-style-type: none">・自動車安全運転センター発行の交通事故証明書・申請者の過失がゼロであることが明記されている損害賠償に関する承諾書（免責証書）、示談書等の、記名・捺印があるもの。・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの）・CEV補助金を併用している場合は、一般社団法人次世代自動車振興センター発行「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金相当額返納についてのお知らせ」の返納額なしのもの（次ページに続く）
申請者（リースの場合は貸与先）死亡により2親等以内の親族が車両を相続し、引き続き使用する（相続人が都内等の助成要件を満たす）	<ul style="list-style-type: none">・申請者の除籍を証明する書類・申請者と相続人の続柄を証明する書類・変更後の車検証・リース契約書の承継契約書
その他クール・ネット東京が特に認める場合	<ul style="list-style-type: none">・クール・ネット東京が指定する書類

(参考) ホームページの御案内

- 本事業のホームページ
 - ・ FCV・EV・PHV車両
(燃料電池自動車等の導入促進事業・電気自動車等の普及促進事業)
<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev/index.html>

- 関連事業のホームページ
 - ・ 外部給電器
(燃料電池自動車等の導入促進事業・電気自動車等の普及促進事業)
<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev-feed/index.html>

 - ・ 戸建向けV2H
(電気自動車等の普及促進事業)
<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev-v2h/index.html>

 - ・ 電動バイクの普及促進事業
https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/re_evbike.html

**東京都
EV・PHV車両
(電気自動車等の普及促進事業)**

助成金申請書類作成の手引き

□発行・編集 令和4年12月20日

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル 10階